

平成25年度電波利用料の 事務の実施状況

(電波法第103条の3第3項の規定に基づき、電波利用料の事務の実施状況について公表するものです。)

【概要版】

- 本資料の詳細版は、総務省電波利用ホームページに掲載しています。
(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/enforcement/index.htm>)
- 支出状況や政策評価の詳細については、以下の資料も併せて御参照ください。
 - 平成25年度の事業に係る行政事業レビューシート
(http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/gyouseijigyou_h25_5-5s.html)
 - 平成26年度政策評価書 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000309433.pdf)

平成26年12月
総務省

電波利用料制度の概要

- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求めるものです。
- 電波利用料制度は法律により**少なくとも3年ごとに見直し**しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定しております。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**されています。

主な使途

- ・不法電波の監視
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・周波数有効利用促進事業
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

等

電波の適正な利用の確保 (電波利用共益事務)



電波利用料の支払 (免許人による費用負担)

主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

<電波法第百三条の二第四項>

- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。
 - 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
 - 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
 - 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
 - 四 電波の人体等への影響に関する調査
 - 五 標準電波の発射
 - 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
 - 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
 - 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
 - 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
 - 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
 - 十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
 - 十一の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

平成25年度の電波利用共益事務に対する支出状況の概要

平成25年度における電波利用共益事務に対して、以下のとおり支出を行っております。

平成25年度支出額 678.7億円

1 電波監視	[52.1億円]	6 電波再配分対策(特定周波数終了対策業務)	[0.1億円]
2 無線局データベースの作成・管理	[85.6億円]	7 無線システム普及支援事業	[343.0億円]
3 電波資源拡大のための研究開発等	[122.2億円]	・周波数有効利用促進事業	
		・携帯電話等エリア整備事業	
		・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	
		8 電波遮へい対策事業	[28.9億円]
4 電波の安全性に関する調査及び評価技術	[6.2億円]	9 周波数の使用等に関するリテラシーの向上	[1.8億円]
5 標準電波の発射	[4.7億円]	10 電波利用料制度に関する企画、立案等	[34.2億円]

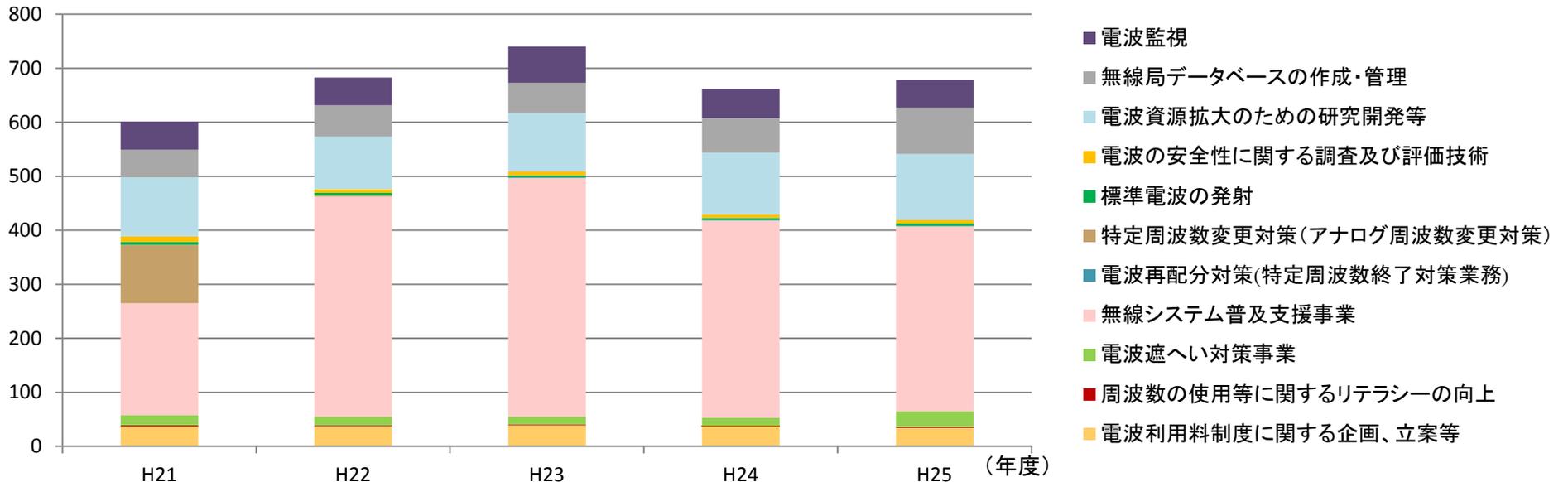
平成25年度の電波利用共益事務に対する支出状況の概要

(参考: 支出状況の推移)

(億円)

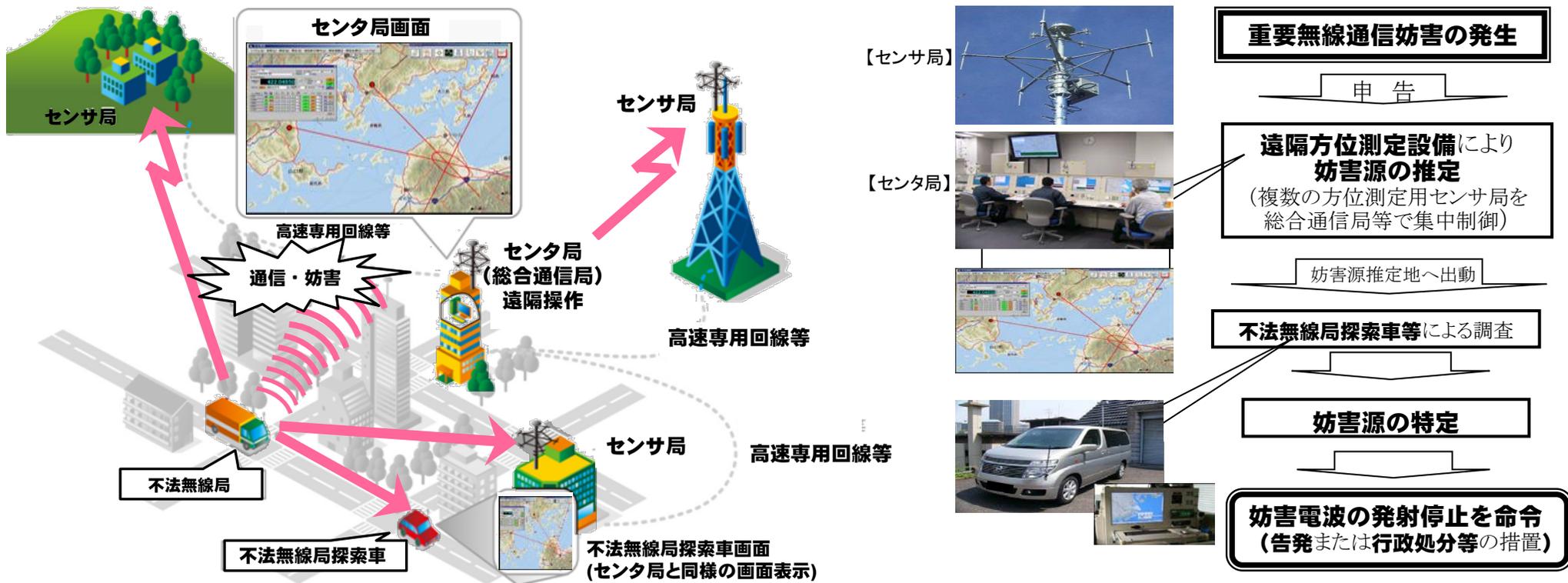
電波利用料共益事務名	H21	H22	H23	H24	H25	(年度)
電波監視	52	51.7	67.4	54.7	52.1	
無線局データベースの作成・管理	51	57.9	55.6	63.5	85.6	
電波資源拡大のための研究開発等	109	96.9	108.3	114.5	122.2	
電波の安全性に関する調査及び評価技術	11	7.1	7.0	6.3	6.2	
標準電波の発射	5	4.7	4.2	4.5	4.7	
特定周波数変更対策(アナログ周波数変更対策)	108	2.0	-	-	-	
電波再配分対策(特定周波数終了対策業務)	-	-	0.0	0.1	0.1	
無線システム普及支援事業	207	407.2	441.7	364.9	343.0	
・周波数有効利用促進事業	-	-	-	-	0.0	
・携帯電話等エリア整備事業	39	139.1	34.9	25.1	13.5	
・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	168	268.1	406.8	339.8	329.5	
電波遮へい対策事業	19	16.5	15.4	14.9	28.9	
周波数の使用等に関するリテラシーの向上	2	1.3	1.3	1.5	1.8	
電波利用料制度に関する企画、立案等	37	37.4	39.4	37.3	34.2	
計	601	682.7	740.3	662.1	678.7	

(億円)



1 電波監視

免許を受けた無線局が適正に運用されないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等を防止し、電波利用環境を保護するために、平成5年度から電波利用料財源により電波監視を実施しています。



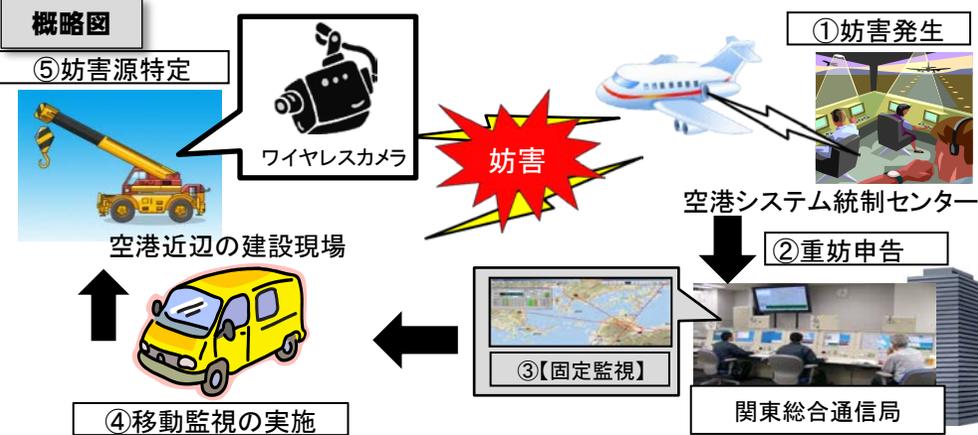
平成25年度の混信・妨害申告は2,345件であり、このうち航空・海上無線、消防無線、携帯電話などの重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害は605件でした。

電波監視業務によりこれらの混信・妨害等の迅速な排除が図られ、電波利用環境が良好に維持されています。

1 電波監視（無線通信に対する妨害排除を行った事例）

【事案①】航空用無線局への妨害（関東）

平成25年6月、空港システム統制センターから航空用無線局への妨害発生のお知らせを受け、移動監視を実施した結果、空港近辺の建設現場で使用されている不法ワイヤレスカメラからの電波が原因であることを確認しました。
オペレータに対して、当該装置の使用を止めるよう指導し、妨害を解消しました。



【事案②】鉄道事業用無線局への妨害（関東）

平成25年11月、鉄道会社から鉄道無線への妨害発生のお知らせを受け、移動監視を実施した結果、工事現場で使用されている不法無線局からの電波が原因であることを確認しました。
臨時に、警察署と共同取締りを実施し妨害源を特定し、不法無線局を開示した2名を告発しました。



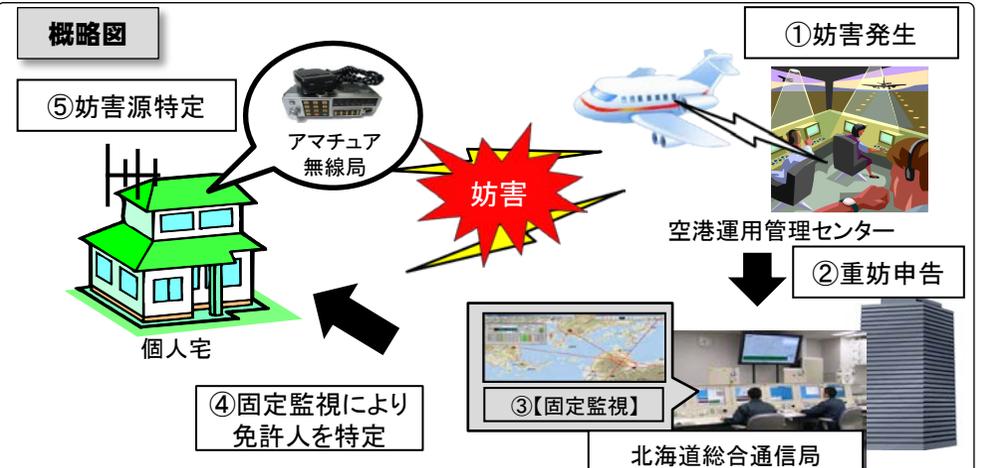
【事案③】電気通信業務用無線局への妨害（四国）

平成25年12月、電気通信事業者から携帯電話基地局への妨害発生のお知らせを受け、移動監視を実施した結果、病院に設置されていた不法携帯電話抑止装置からの電波が原因であることを確認しました。
所有者に対して、当該装置の使用を止めるよう指導し、妨害を解消しました。



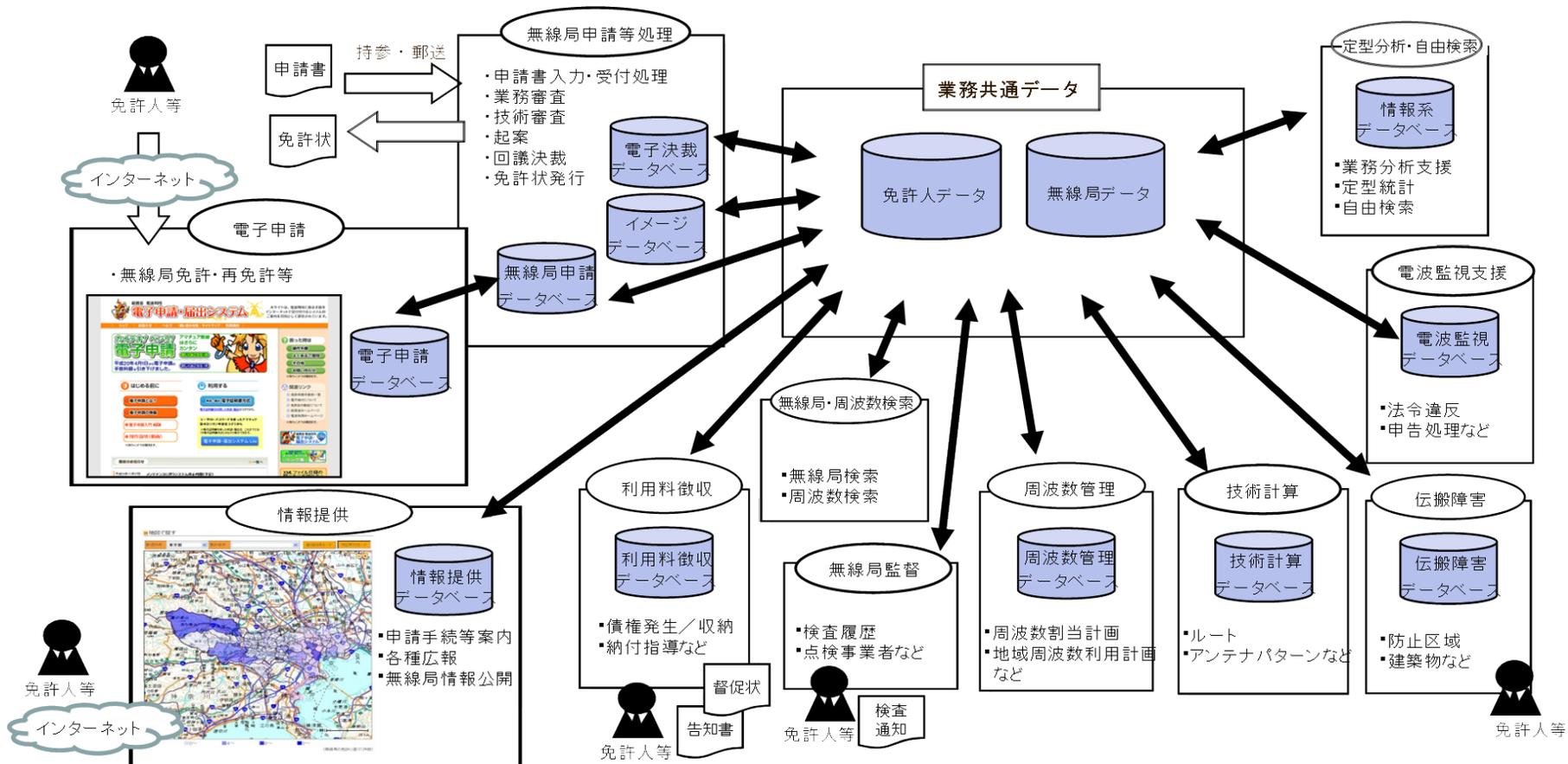
【事案④】航空用無線局への妨害（北海道）

平成26年1月、空港システム運用管理センターから航空用無線局への妨害発生のお知らせを受け、固定監視を実施した結果、近隣のアマチュア無線局からの電波が原因であることを確認しました。
設備故障によるスプリアス放射が原因と特定されたため、免許人に対して、当該設備の使用中止・設備の点検を指導し、妨害を解消しました。



2 無線局データベースの作成・管理

無線局データベースの作成・管理業務の効率化、電波利用者への行政サービスの向上、電波行政施策の企画立案の支援を目的に、平成5年度から総合無線局監理システムを構築・運用しています。



- ▶ 総合無線局監理システムに格納している無線局データの総数は平成25年度末で約1億5,724万局、平成25年度における無線局免許申請・処理件数は約65万件であり、これらの迅速かつ効率的な処理に貢献しています。
- ▶ 周波数の割当状況等、一般情報提供として国民の皆様からのアクセス約1,800万件に対応しました。
- ▶ 電子申請・届出システムは、平成25年度において約17万件の免許申請・再免許申請を受け付けており、電子申請率は72.5%です。

3 (1) 電波資源拡大のための研究開発

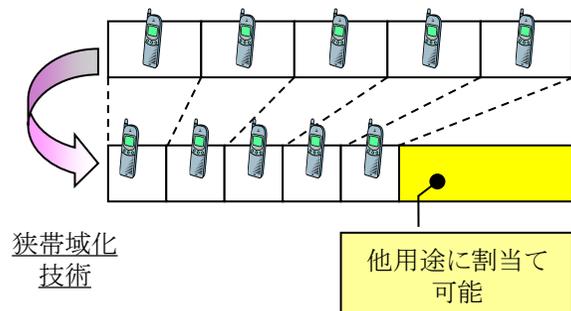
周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために、平成17年度より電波資源拡大に資する研究開発を実施しています。

平成25年度は、58件の研究開発課題を実施しました。

研究開発の対象となる技術

周波数を効率的に利用する技術

現在割り当てられている無線システムに必要な周波数帯域を圧縮することにより、電波の効率的な利用を図る技術

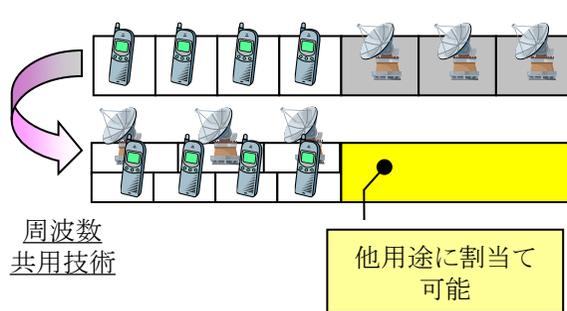


平成25年度の主な実施課題

・車車間通信技術を活用したネットワーク構築に関する研究開発

周波数の共同利用を促進する技術

電波が稠密に使われている周波数帯において、既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術

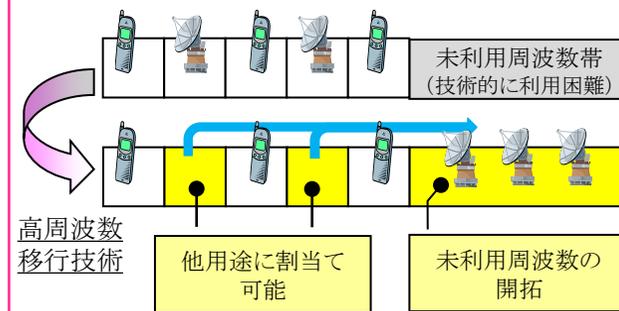


平成25年度の主な実施課題

・電波環境適応レーダーの研究開発

高い周波数への移行を促進する技術

6GHz以下の周波数のひっ迫状況を低減するため、比較的ひっ迫の程度が低い高マイクロ波帯やミリ波帯へ移行するための技術

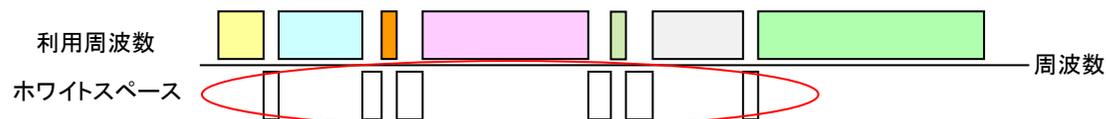


平成25年度の主な実施課題

・高速・高品質な無線通信実現のためのICチップレベルの低ノイズ化技術の研究開発

3 (1) 電波資源拡大のための研究開発 (平成25年度の主な成果)

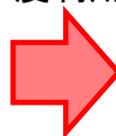
ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発



6GHz 以下の周波数帯において、電波の特徴の情報を実時間で把握するリアルタイムセンシング技術、ホワイトスペースとしての利用条件等を導き出す動的周波数管理技術及び動的な周波数や送信電力等の無線システムを制御するダイナミックスペクトルアクセス技術によるホワイトスペースの高度利用のための基盤技術の研究開発

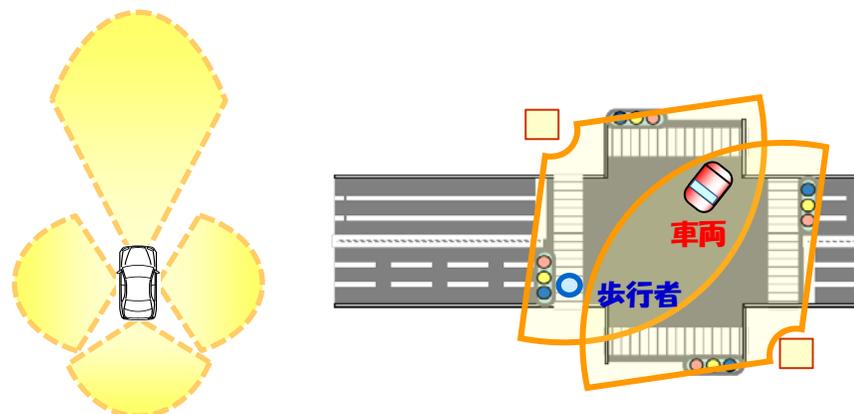
ホワイトスペースを利用するための技術

- ・リアルタイムセンシング技術
周囲の電波利用状況を高精度に測定
- ・動的周波数管理技術
無線局情報や地理的情報等と照合し、利用可否判断
- ・ダイナミックスペクトルアクセス技術
既存無線業務への干渉を回避して利用可能な周波数帯や電力等に調整して通信



UHF帯におけるホワイトスペース通信システムに必要な技術の実現

79GHz帯レーダーシステムの高度化に関する研究開発

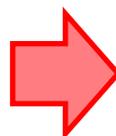


全方位車載レーダー

インフラシステム

79GHz帯レーダーの応用イメージ

安全な道路交通社会実現するため、天候や時間帯に左右されずに歩行者等の小さな対象物を検知可能な79GHz帯における高分解能レーダーの技術

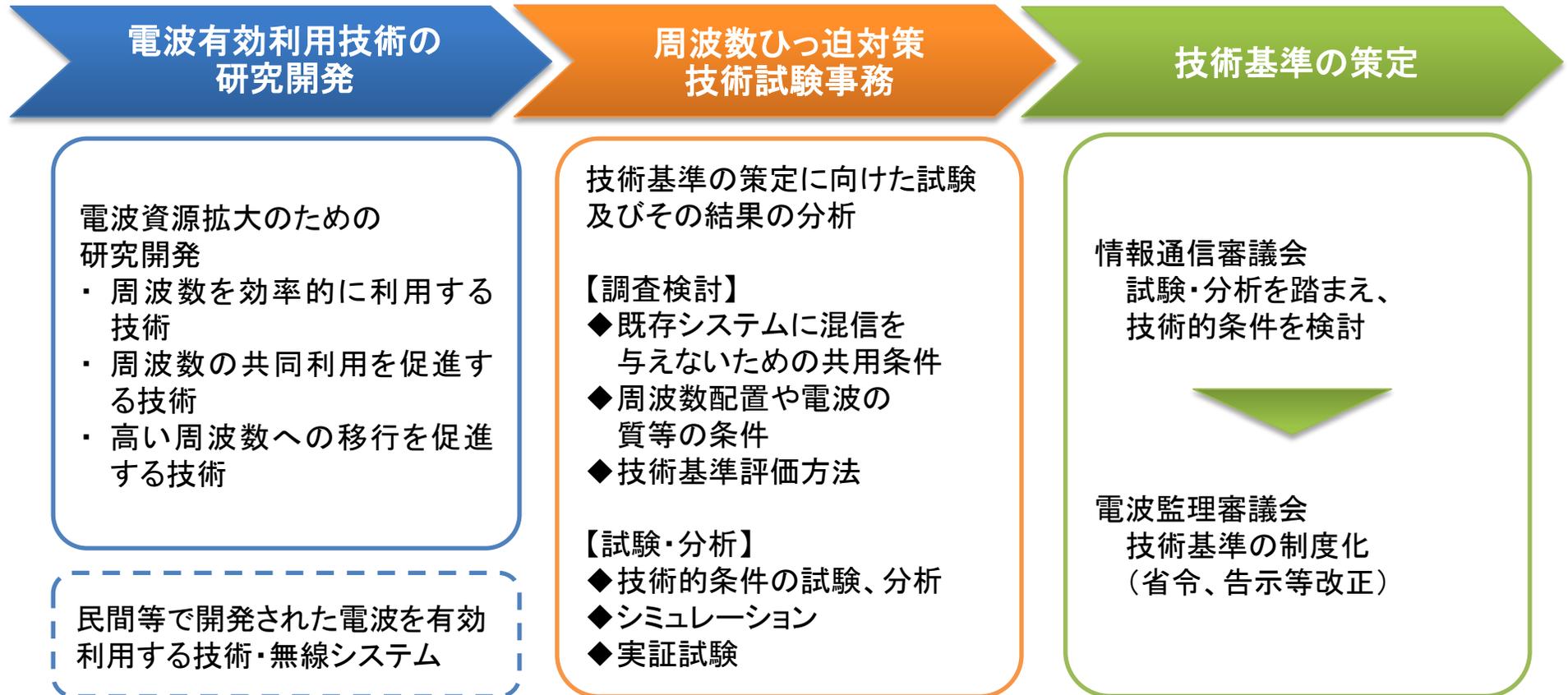


検知距離5m~40mと視野角110度以上を、更新周期100ms以下で実現する広視野角なレーダー技術の実現

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務

近年の無線局の急激な増加により、周波数がひっ迫するために生じる混信・ふくそうを解消又は軽減するため、電波の有効な利用を可能とする技術を早期に導入することが求められています。

このため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的として技術試験事務を実施しています。



平成25年度は新規3件、継続7件の合計10件の技術試験事務を実施しました。これにより、新たに6件の無線システムの制度化が進められています。

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 (平成25年度の主な成果)

3.4-3.6GHz帯における第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) の周波数共用技術に関する検討

第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) とは、最大伝送速度1Gbpsの通信サービスを提供可能とする次世代の移動通信規格。

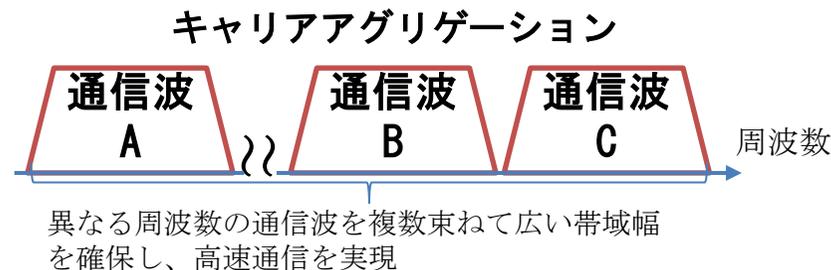
特長1：光ファイバ並みの超高速通信を実現

○最大伝送速度の目標値 . . . 低速移動時：1Gbps (高速移動時：100Mbps)



特長2：柔軟性の高い電波利用を実現

○複数の通信波を束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術等により、現行の携帯電話より柔軟で周波数利用効率の高い電波利用を実現



ITU-R2012年無線通信総会で第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) 等の無線インターフェースの詳細仕様がITU-R勧告M.2012として勧告化されたことを受け、3.4-3.6GHz帯を使用する**第4世代移動通信システム (IMT-Advanced)の無線設備に必要な技術基準を定めるため、調査検討における各種試験を実施**



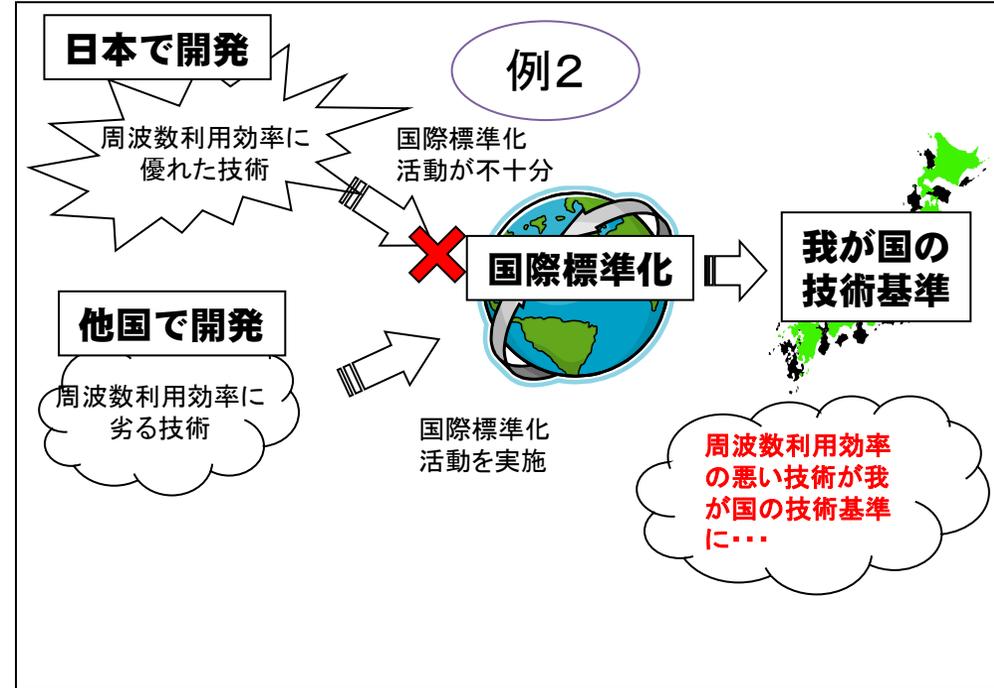
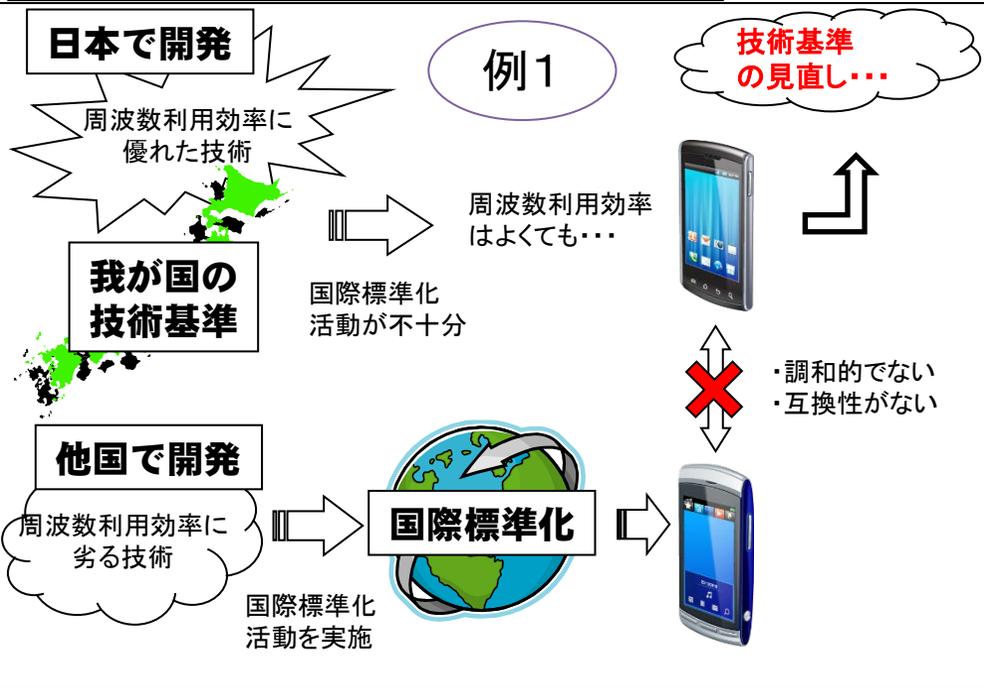
第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) を3.4-3.6GHz帯へ導入するための無線設備規則等の改正を平成26年9月に実施

3 (3) 周波数ひっ迫対策のための国際機関等との連絡調整事務

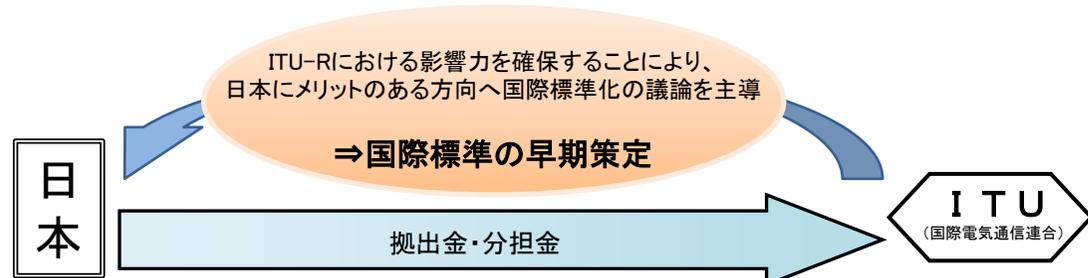
我が国の周波数ひっ迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整を積極的・戦略的に実施し、ワイヤレス分野における国際標準化活動の一層の強化を図っています。

ワイヤレス分野における国際標準化活動の実施

【本施策を実施しなかった際の問題点】



ITU-R分担金・拠出金



【平成25年度の成果】

- 平成25年7月には、ITU無線通信部門 (ITU-R) 第5研究委員会 (SG5) 5D作業部会 (WP5D) 会合を札幌において開催し、我が国主導のもと、移動通信システム (IMT) が将来必要とする周波数帯域幅について検討結果をとりまとめました。
- 道路交通死亡事故等の軽減に役立つ自動車用高分解能レーダーシステムについて、我が国の提案を盛り込んだITU-R勧告が策定されました。その他、移動端末向けマルチメディア放送システムなど5件のITU-R勧告に我が国の提案が反映されました。

4 電波の人体等への影響に関する調査

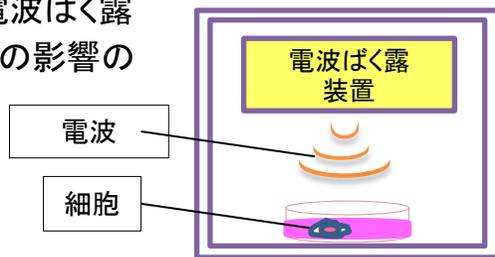
電波が人体等へ与える影響を調査し、科学的に解明することで、電波をより安心して安全に利用できる環境を整備することを目的として、平成25年度には、以下の調査等を実施しました。

1 生体への影響に関するリスク評価

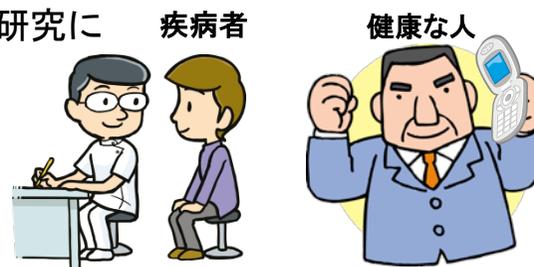
科学的に確認されていない生体影響等について、疫学調査、動物実験及び細胞実験を介して医学的・生物学的観点から、生体への影響を調査・研究しています。平成25年度は、超高周波の電波ばく露による影響の調査・研究や国際共同症例対照研究における多様な携帯電話端末・通話形式と健康に関する調査・分析・評価等を実施しました。

調査・研究結果はWHOの国際電磁界プロジェクトに入力し、国際的なリスク評価に貢献していきます。

超高周波の電波ばく露による細胞への影響の調査



国際共同症例対照研究における調査



2 電波の安全性に関する評価技術



無線設備から発せられる電波が基準に適合していることを確認する技術の確立、また人体に吸収される電波ばく露量をより厳密に計測する技術の確立のための研究を開始しました。

平成25年度において、簡単な画像処理と手作業を用いて、一体の数値人体開発に、数年の期間を要した数値人体モデルを短期間で構築する手法を考案

3 電波の医療機器等への影響に関する調査

新たな無線通信システムが心臓ペースメーカ等植込み型医療機器に及ぼす影響を調査しています。平成25年度はスマートフォン等の端末から携帯電話と無線LANの電波が同時に発射される影響等を調査し、結果をガイドラインに反映しました。



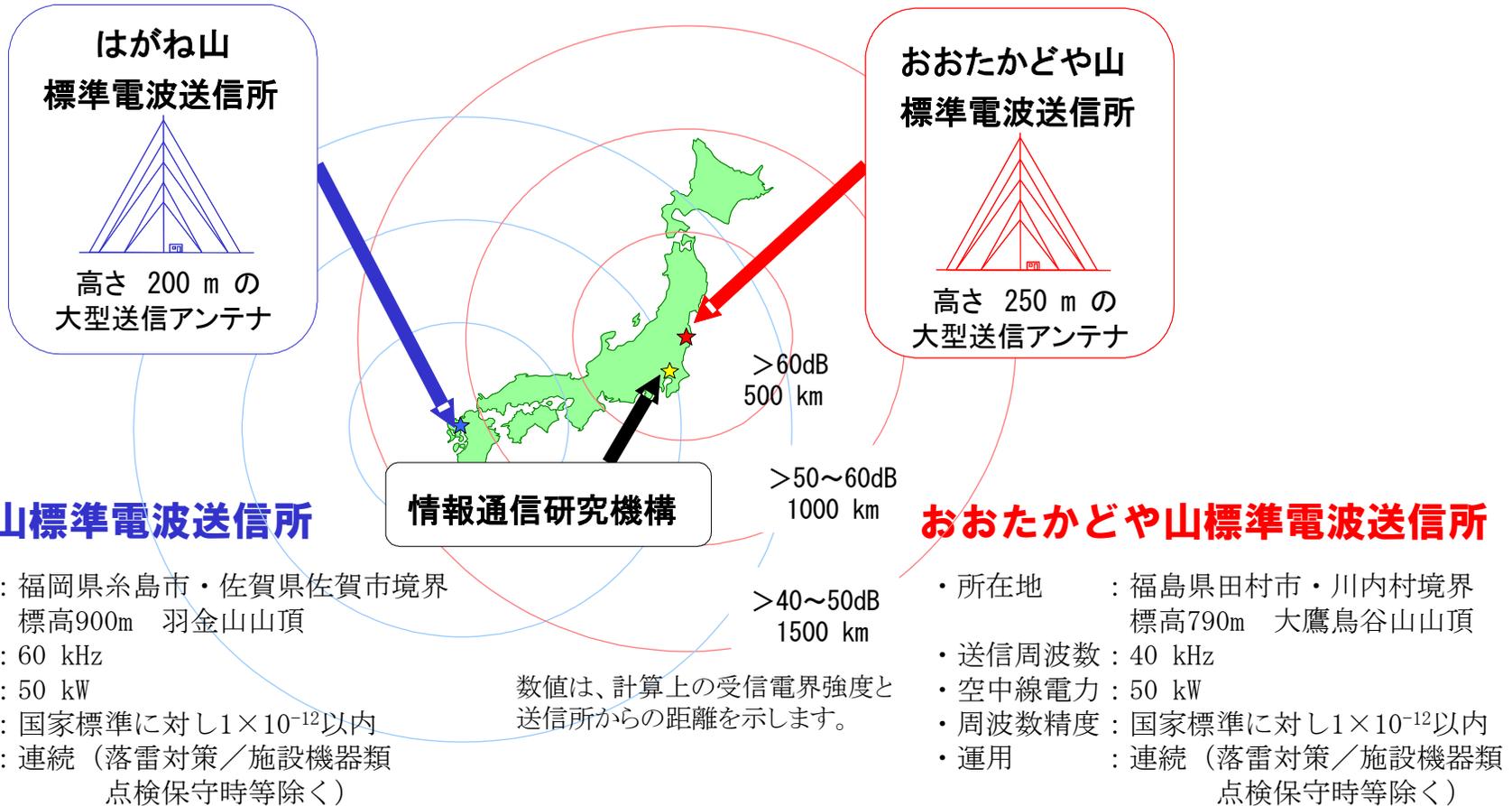
心臓に鼓動を促す電気信号(ペーシングパルス)への干渉の発生



ペースメーカ等植込み型医療機器

5 標準電波の発射

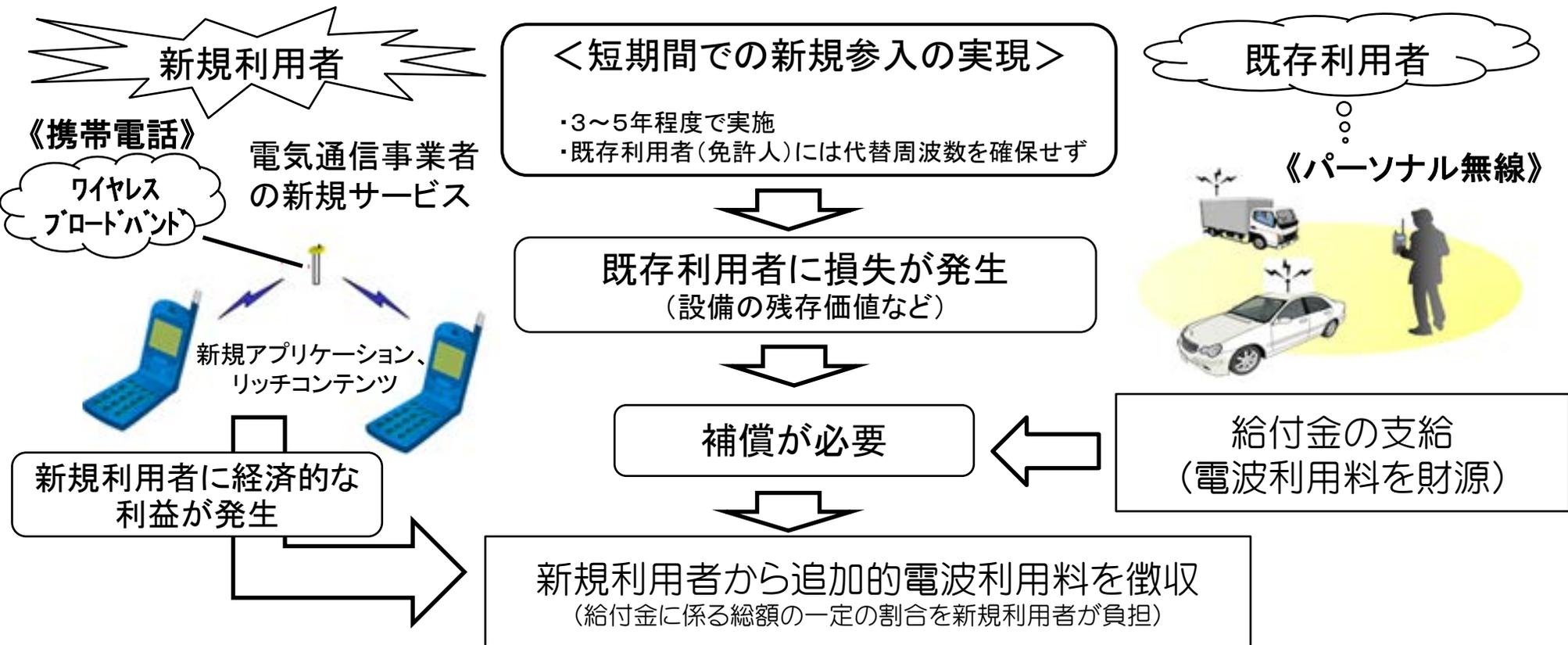
無線局が正確な周波数の電波を発射するために、その基準となる電波（標準電波）を発射する業務です。



平成25年度には、上記2箇所の標準電波送信所の運営・維持にかかる費用等を支出しました。この電波によってデジタル通信には欠かせない無線局間での同期の確保等に寄与しています。また、この電波には我が国の標準時に関する情報も含まれており電波時計にも利用されています。

6 電波再配分対策（特定周波数終了対策業務）

パーソナル無線は、電波の有効利用を図るため、平成27年11月30日に廃止することとしました。このため、**免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者**（パーソナル無線の免許人）に対して、特定周波数終了対策業務による**給付金の交付**を行うことにより、円滑な周波数再編を確保するものです。



平成23年度（平成24年2月）から本業務を開始しました。平成25年度は、249件に給付。本業務は、パーソナル無線が廃止される平成27年度まで行います。

7 (1) 周波数有効利用促進事業

周波数の一層の有効利用を促進するため、市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む(財政力の弱い市町村を優先)）が、防災行政無線(移動系)及び消防・救急無線のデジタル化を行うのに必要な整備費用の一部を補助するものです。

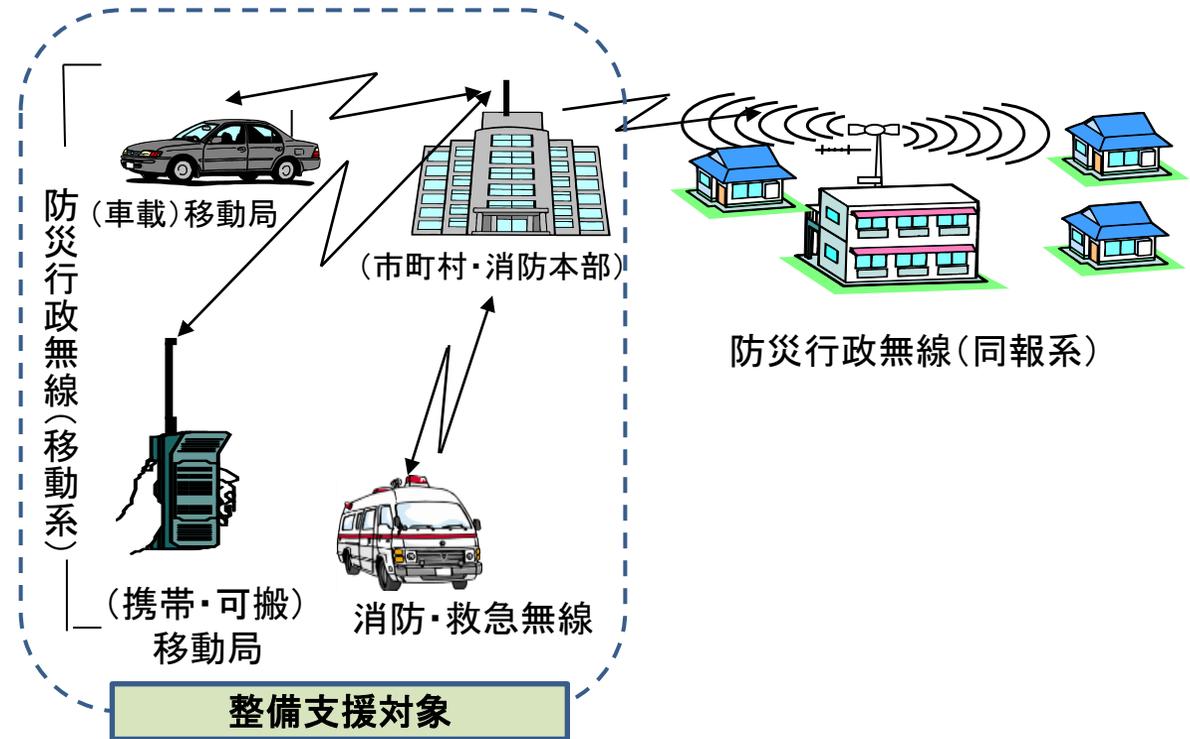
<補助対象>

消防・救急無線と防災行政無線を260MHz帯へ移行する無線設備(デジタル無線方式)の整備費

<参考>

デジタル化率(平成25年度末)

防災行政無線	43.7%
消防・救急無線	72.6%

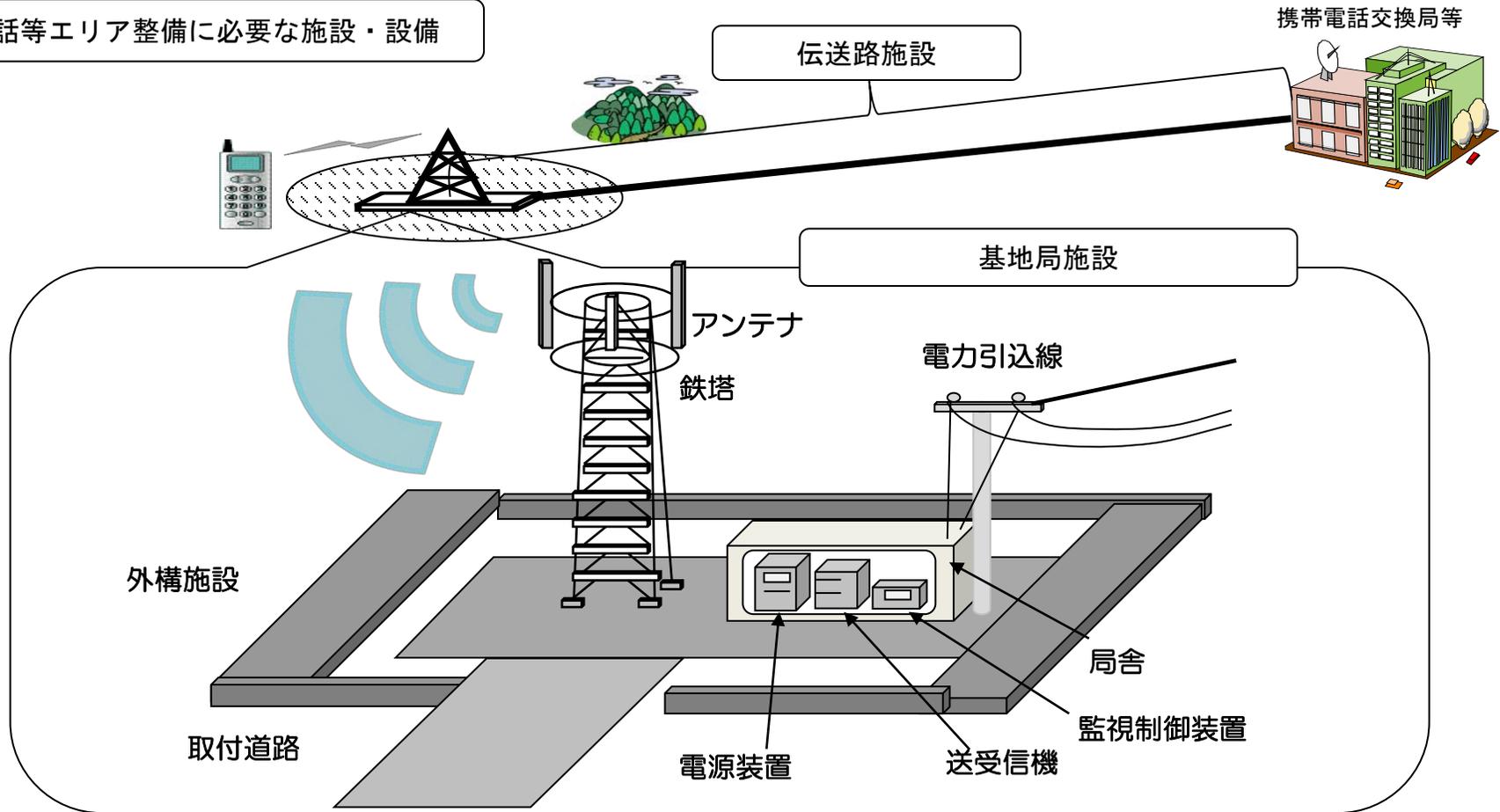


平成25年度には、防災行政無線については1箇所、消防・救急無線については4箇所に補助金の交付決定をしました(交付決定を行った施設の整備は平成26年度に実施します。)

7(2) 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話事業者等が過疎地等において携帯電話等の利用可能な地域を拡大するに当たって必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

携帯電話等エリア整備に必要な施設・設備



平成25年度には、**基地局施設整備**については45箇所、**伝送路整備**については31箇所を補助を実施し、新たに携帯電話等を使用できる環境を整備しました。

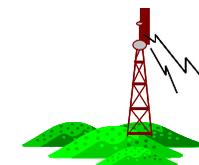
7 (3) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

平成23年7月24日(岩手、宮城、福島県については平成24年3月31日)を以て、地上デジタル放送への完全移行が実施されました。

しかしながら、地上デジタル放送が良好に視聴できない世帯等に対し、平成25年度も引き続き、以下の送信環境の整備等の支援を行いました。

新たな難視地区等における恒久対策の実施

- 新たな難視対策等
- 辺地共聴施設のデジタル化の支援
- デジタル中継局の整備に対する支援
- デジタル混信の解消
- 暫定的な衛星利用による難視聴対策



デジタル中継局整備支援



デジタル混信の解消



辺地共聴施設のデジタル化支援

新たな難視地区等における恒久対策の実施



高性能等アンテナ対策

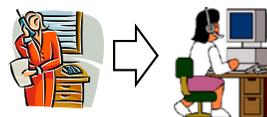


暫定衛星対策

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

- 地デジコールセンターの運営
- デジサポによる受信相談・現地調査等
- 低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援

地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援



コールセンターの運営



デジサポによる受信相談・調査

地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

etc.

7 (3) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

地上デジタルテレビ放送への円滑移行に向けて、平成25年度に実施した主な事業の実績

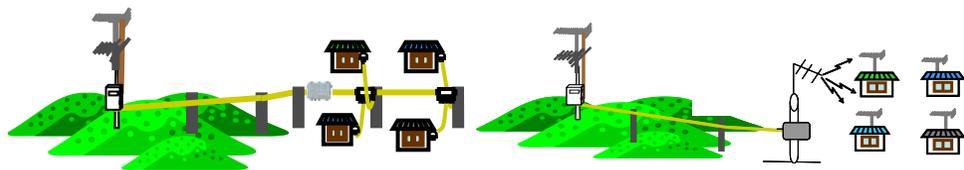
新たな難視地区等における恒久対策の実施

辺地共聴施設のデジタル化の支援

支援施設数：81施設

【有線共聴施設】

【無線共聴施設】

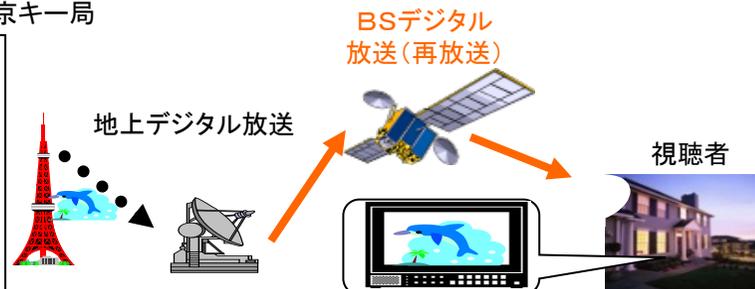


暫定的な衛星利用による難視聴対策

利用世帯数：43,064世帯(平成25年度末現在)

NHK及び在京キー局

NHK(総合)
NHK(教育)
日本テレビ
テレビ朝日
TBSテレビ
テレビ東京
フジテレビ

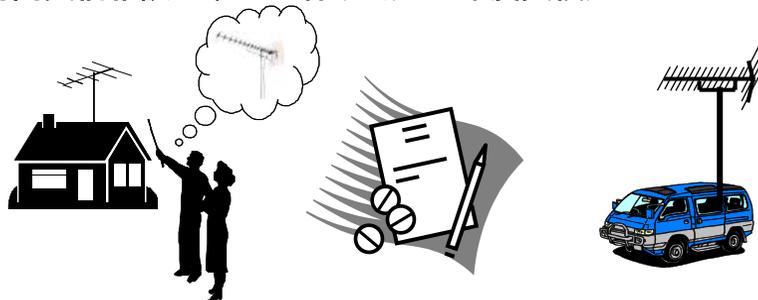


地デジの受信相談・調査・支援体制の継続

デジサポによる受信相談・現地調査等

▶ 地域の実情に応じたデジタル放送受信に関する受信相談、現地調査・助言等の受信者支援

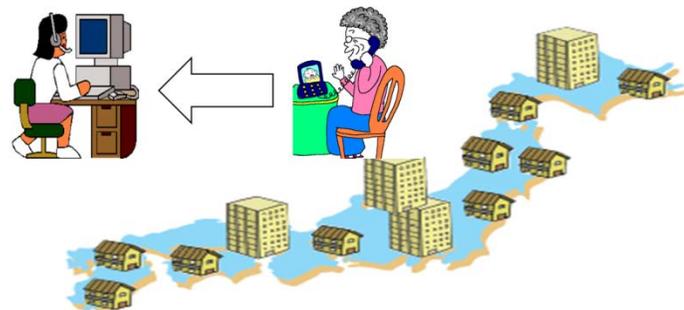
訪問受信相談 6,264件(平成25年度実績)



地デジコールセンターの運営

▶ 国民からのデジタル化に関する幅広い問い合わせに丁寧に対応

対応件数 64,037件

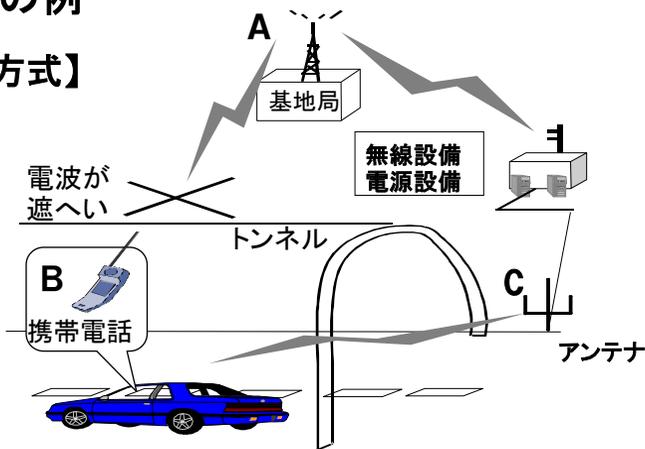


8 電波遮へい対策事業

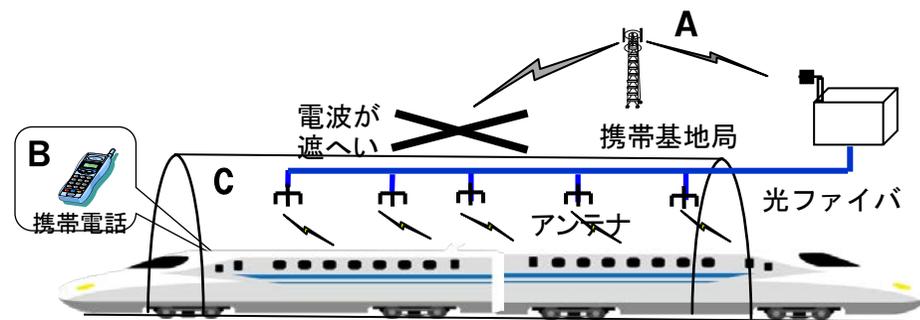
道路トンネル、鉄道トンネルなど、電波が遮へいされる地域でも携帯電話を利用可能とするために、中継施設などの必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

対策手法の例

【吹込み方式】



【光基地局方式】



注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。

平成25年度には、道路トンネル（携帯電話）は44箇所、鉄道トンネル（携帯電話）は12箇所です事業を実施しました。

<平成25年度の整備状況>

◆ 道路トンネル

高速道路（22箇所）、国道（22箇所）

（参考）平成25年度までに対策実施済み的高速道路 99.7%

◆ 鉄道トンネル

東北新幹線（仙台～一ノ関）、山陽新幹線（三原～徳山）

（参考）平成25年度までに対策実施済みの新幹線トンネルの区間

東海道新幹線、東北新幹線（東京～一ノ関）、山陽新幹線（新大阪～徳山）、九州新幹線（博多～新鳥栖）

9 周波数の使用等に関するリテラシーの向上

国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加しており、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けた活動の取り組みを行っています。平成25年度には、以下の活動を実施しました。

(1) 電波の安全性に関する情報提供

① 全国各地での説明会の開催



平成25年度は全国15箇所で開催し、約1,300名が参加。

② 説明資料の作成等



電波の安全性に関する説明資料を作成、配布。

③ 相談業務体制の充実



専門スタッフによる電話相談業務を実施。平成25年度の電話相談件数は全国で686件。

(2) 電波適正利用推進員活動

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア(電波適正利用推進員)により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施



電波相談所の開設
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成25年度の主な活動実績

- 周知啓発活動 3,312件
- 混信等の相談・助言 114件
- 総合通信局への協力 241件

(3) 無線LANの情報セキュリティに関する普及啓発

スマートフォンの急速な普及による移動体通信量の増大に対処するため、無線LANの安全な利用及び設置に関する普及啓発を実施



セミナーの実施



普及啓発テキストの作成

平成25年度の主な活動実績

- セミナー実施回数 11回
- セミナー参加人数 約1,490名
- 普及啓発テキストの作成

10 電波利用料制度に関する企画・立案等

電波利用料制度を適切に実施していくため、電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討、電波利用共益事務を行うための予算要求や執行の管理、電波の利用状況の調査・公表、免許人の方々からの電波利用料の徴収等の業務を行いました。

1 電波利用料に係る制度の企画、立案、電波利用共益事務を行うための管理等

電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討や、電波利用料財源についての予算要求や執行の管理を行っています。

電波利用料制度は少なくとも3年に1度見直しを実施しており、今後3年間に必要とされる電波利用共益事務や費用の見積り、各無線局の料額算定に向けた各種調査などの企画、立案を行っています。電波利用料財源の予算額については、毎年度、政府案を作成し、国会における審議を経て決定します。また、予算の成立後は、その予算に基づいて行われる電波利用共益事務が計画的かつ適切に行われるように執行の管理を行っています。

2 電波の利用状況の調査・公表

技術の進歩に応じた最適な電波の利用を実現するために必要な周波数の再配分に資するため、おおむね3年を周期として、周波数帯を3区分し、国、地方公共団体及び民間が開設している無線局について電波の利用状況の調査・公表を行っています。平成25年度は、714MHzを超え3.4GHz以下の周波数を使用する無線局の電波の利用状況について、調査及び分析を実施しました。

3 電波利用料の徴収

免許人の方々から電波利用料を適切に納付いただくため、電波利用料債権の管理を行い、納入告知書等の送付や納付いただいた電波利用料の収納登記等の事務を実施しています。未納者に対しては、納付指導を行うほか、必要な場合には督促や差押えを実施しています。平成25年度の電波利用料の徴収については、前年並みの99.98%の徴収率となり、高い水準を維持しています。